

令和8年度 市民税・府民税申告の手引き

令和8年度市民税・府民税申告書は、令和7年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の全ての所得、控除などを申告するものです。令和8年度市民税・府民税を適正に計算する重要な資料となりますので、この手引きをよくお読みになって、申告書を記入してください。

申告が必要な人

令和8年1月1日現在京田辺市内に住所がある人で、次のA又はBのいずれかに該当する人

A 令和7年中に所得があった人 →申告書の書き方は、**3ページのA**をご覧ください。

ただし、次のような人は申告不要です。

・令和7年分の確定申告書を提出する人

・勤務先や年金支払者（日本年金機構など）から市に支払報告書が提出される場合で、給与や公的年金等以外に所得がない人

※源泉徴収票に記載のない控除（医療費控除、生命保険料控除、社会保険料控除など）を受ける場合は、申告が必要です。

B 令和7年中に所得がなくても、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人 →申告書の書き方は、**8ペ**

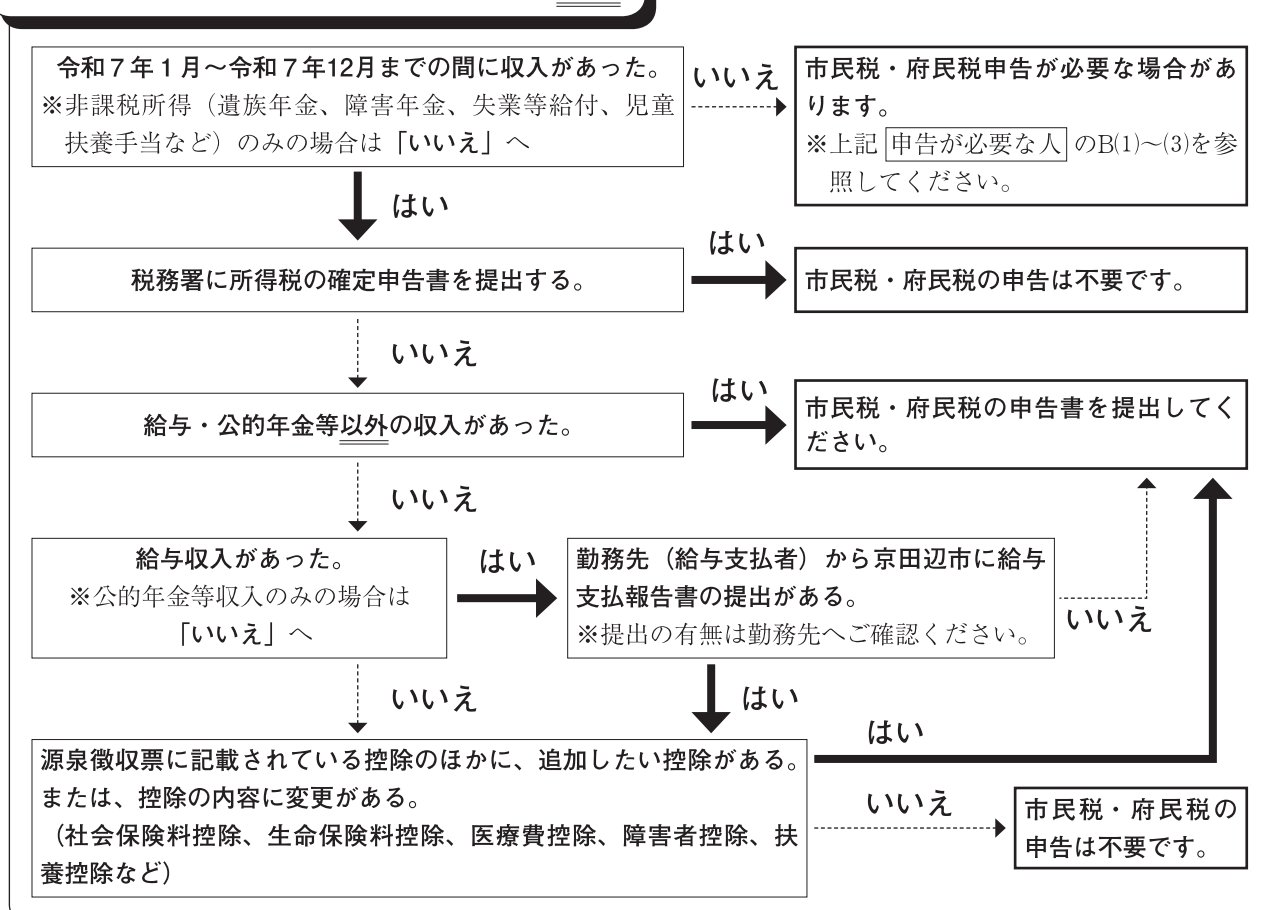
(1) 市内に住む親族の税法上の扶養親族に入っていない人 **ージのB**をご覧ください。

(2) 非課税証明書が必要な人

(3) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者など

※国民健康保険に加入している19歳以上の人（令和8年1月1日現在）、後期高齢者医療制度・介護保険の被保険者で非課税年金を受給している人や所得がない人などは、申告が必要です。

市民税・府民税申告が必要かどうかの目安



申告に必要なもの

※混雑緩和のため、原則郵送により提出してください（提出先は8ページをご覧ください。）。

1 本人確認ができるもの（(1)又は(2)のいずれか）

(1)マイナンバーカード ※写しを添付する場合には、両面の写しが必要です。

(2)マイナンバーを確認できる書類（マイナンバー通知カード又はマイナンバー入りの住民票）及び身元確認書類（運転免許証や公的医療保険の資格確認書など）

2 収入金額や必要経費が分かるもの

給与や年金の源泉徴収票、報酬や生命保険などの支払調書、事業・不動産などの収支内訳書など

3 各種所得控除や税額控除を受けるために必要な証明書や領収書など

⇒詳しくは5～7ページを参照してください。

※源泉徴収票や各種控除の証明書などを紛失された人は、各書類の発行元に再発行を依頼してください。

申告書の書き方(記載例)

令和8年度 市民税・府民税申告書

受付印 (あて先)京田辺市長 提出年月日	現住所	京田辺市	生年月日	西暦 大平・昭 24年1月1日
	1月1日現在の住所	田辺 80	電話番号	0774-63-1122
	フリガナ	タナベ イチロウ	世帯主の氏名	本人
	氏名	田辺 一郎	世帯主との続柄	
年	月	日	氏名	田辺 一郎
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2			

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

	社会保険等の種類	支払った金額
13～14	国民健康保険税	117,100
	介護保険料	
	後期高齢者医療保険料	
	国民年金保険料	103,800
	源泉徴収票のとおり	82,900
	合計	303,800
15	新生命保険料の計 (706)	旧生命保険料の計 (702)
	80,000	
	新個人年金保険料の計 (705)	旧個人年金保険料の計 (037)
16	介護医療保険料の計 (703)	
	12,200	
16	地震保険料の計 (041)	旧長期損害保険料の計 (079)
	15,400	

17～19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	17 ☐ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未婚	18 ☐ ひとり親控除 (学校名)	19 ☐ 勤労学生控除 (学校名)
--------------------------	--	---	---

20 障害者控除	1 氏名 フリガナ 氏名	障害の程度	2 氏名 フリガナ 氏名	障害の程度
----------	--------------------	-------	--------------------	-------

21～22 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	配偶者 フリガナ 氏名 田辺 花子	生年月日 西暦 大平・昭 24・2・2	配偶者の合計所得金額 円
23 扶養親族等に関する事項	氏名 フリガナ 氏名 田辺 松子	生年月日 西暦 大平・昭 3・1・5	特定親族の合計所得金額 円

24 扶養親族等に関する事項	氏名 フリガナ 氏名 田辺 松子	生年月日 西暦 大平・昭 3・1・5	特定親族の合計所得金額 円
25 扶養親族等に関する事項	氏名 フリガナ 氏名 田辺 松子	生年月日 西暦 大平・昭 3・1・5	特定親族の合計所得金額 円
26 扶養親族等に関する事項	氏名 フリガナ 氏名 田辺 松子	生年月日 西暦 大平・昭 3・1・5	特定親族の合計所得金額 円

27 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
28 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	セルフメディケーション税制を選択

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・府民税の納税方法	☐ 給与から差引き（特別徴収） ☒ 自分で納付（普通徴収）
--	---

※市使用欄

市申告	入力	照合
-----	----	----

1 事業所得	601	400,000
2 不動産所得	602	
3 雑所得	603	
4 所得から差し引かれる金額	604	
5 雑損控除	605	30,000
6 医療費控除	606	1,000,000
7 基礎控除	607	2,800,000
8 雑損控除	608	
9 医療費控除	609	
10 基礎控除	610	
11 雑損控除	611	
12 医療費控除	612	
13 基礎控除	613	
14 雑損控除	614	
15 医療費控除	615	
16 基礎控除	616	
17 雑損控除	617	
18 医療費控除	618	
19 基礎控除	619	
20 雑損控除	620	
21 医療費控除	621	
22 基礎控除	622	
23 雑損控除	623	
24 医療費控除	624	
25 基礎控除	625	
26 雑損控除	626	
27 医療費控除	627	
28 基礎控除	628	
29 雑損控除	629	
30 医療費控除	630	
31 基礎控除	631	
32 雑損控除	632	
33 医療費控除	633	
34 基礎控除	634	
35 雑損控除	635	
36 医療費控除	636	
37 基礎控除	637	
38 雑損控除	638	
39 医療費控除	639	
40 基礎控除	640	
41 雑損控除	641	
42 医療費控除	642	
43 基礎控除	643	
44 雑損控除	644	
45 医療費控除	645	
46 基礎控除	646	
47 雑損控除	647	
48 医療費控除	648	
49 基礎控除	649	
50 雑損控除	650	
51 医療費控除	651	
52 基礎控除	652	
53 雑損控除	653	
54 医療費控除	654	
55 基礎控除	655	
56 雑損控除	656	
57 医療費控除	657	
58 基礎控除	658	
59 雑損控除	659	
60 医療費控除	660	
61 基礎控除	661	
62 雑損控除	662	
63 医療費控除	663	
64 基礎控除	664	
65 雑損控除	665	
66 医療費控除	666	
67 基礎控除	667	
68 雑損控除	668	
69 医療費控除	669	
70 基礎控除	670	
71 雑損控除	671	
72 医療費控除	672	
73 基礎控除	673	
74 雑損控除	674	
75 医療費控除	675	
76 基礎控除	676	
77 雑損控除	677	
78 医療費控除	678	
79 基礎控除	679	
80 雑損控除	680	
81 医療費控除	681	
82 基礎控除	682	
83 雑損控除	683	
84 医療費控除	684	
85 基礎控除	685	
86 雑損控除	686	
87 医療費控除	687	
88 基礎控除	688	
89 雑損控除	689	
90 医療費控除	690	
91 基礎控除	691	
92 雑損控除	692	
93 医療費控除	693	
94 基礎控除	694	
95 雑損控除	695	
96 医療費控除	696	
97 基礎控除	697	
98 雑損控除	698	
99 医療費控除	699	
100 基礎控除	700	

1 事業所得	601	400,000
2 不動産所得	602	
3 雑所得	603	
4 所得から差し引かれる金額	604	
5 雑損控除	605	30,000
6 医療費控除	606	1,000,000
7 基礎控除	607	2,800,000
8 雑損控除	608	
9 医療費控除	609	
10 基礎控除	610	
11 雑損控除	611	
12 医療費控除	612	
13 基礎控除	613	
14 雑損控除	614	
15 医療費控除	615	
16 基礎控除	616	
17 雑損控除	617	
18 医療費控除	618	
19 基礎控除	619	
20 雑損控除	620	
21 医療費控除	621	
22 基礎控除	622	
23 雑損控除	623	
24 医療費控除	624	
25 基礎控除	625	
26 雑損控除	626	
27 医療費控除	627	
28 基礎控除	628	
29 雑損控除	629	
30 医療費控除	630	
31 基礎控除	631	
32 雑損控除	632	
33 医療費控除	633	
34 基礎控除	634	
35 雑損控除	635	
36 医療費控除	636	
37 基礎控除	637	
38 雑損控除	638	
39 医療費控除	639	
40 基礎控除	640	
41 雑損控除	641	
42 医療費控除	642	
43 基礎控除	643	
44 雑損控除	644	
45 医療費控除	645	
46 基礎控除	646	
47 雑損控除	647	
48 医療費控除	648	
49 基礎控除	649	
50 雑損控除	650	
51 医療費控除	651	
52 基礎控除	652	
53 雑損控除	653	
54 医療費控除	654	
55 基礎控除	655	
56 雑損控除	656	
57 医療費控除	657	
58 基礎控除	658	
59 雑損控除	659	
60 医療費控除	660	
61 基礎控除	661	
62 雑損控除	662	
63 医療費控除	663	
64 基礎控除	664	
65 雑損控除	665	
66 医療費控除	666	
67 基礎控除	667	
68 雑損控除	668	
69 医療費控除	669	
70 基礎控除	670	
71 雑損控除	671	
72 医療費控除	672	
73 基礎控除	673	
74 雑損控除	674	
75 医療費控除	675	
76 基礎控除	676	
77 雑損控除	677	
78 医療費控除	678	
79 基礎控除	679	
80 雑損控除	680	
81 医療費控除	681	
82 基礎控除	682	
83 雑損控除	683	
84 医療費控除	684	
85 基礎控除	685	
86 雑損控除	686	
87 医療費控除	687	
88 基礎控除	688	
89 雑損控除	689	
90 医療費控除	690	
91 基礎控除	691	
92 雑損控除	692	
93 医療費控除	693	
94 基礎控除	694	
95 雑損控除	695	
96 医療費控除	696	
97 基礎控除	697	
98 雑損控除	698	
99 医療費控除	699	
100 基礎控除	700	

1 事業所得	601	400,000
2 不動産所得	602	
3 雑所得	603	
4 所得から差し引かれる金額	604	
5 雑損控除	605	30,000
6 医療費控除	606	1,000,000
7 基礎控除	607	2,800,000
8 雑損控除	608	
9 医療費控除	609	
10 基礎控除	610	
11 雑損控除	611	
12 医療費控除	612	
13 基礎控除	613	
14 雑損控除	614	
15 医療費控除	615	
16 基礎控除	616	
17 雑損控除	617	
18 医療費控除	618	
19 基礎控除	619	
20 雑損控除	620	
21 医療費控除	621	
22 基礎控除	622	
23 雑損控除	623	
24 医療費控除	624	
25 基礎控除	625	
26 雑損控除	626	
27 医療費控除	627	
28 基礎控除	628	
29 雑損控除	629	
30 医療費控除	630	
31 基礎控除	631	
32 雑損控除	632	
33 医療費控除	633	
34 基礎控除	634	
35 雑損控除	635	
36 医療費控除	636	
37 基礎控除	637	
38 雑損控除	638	
39 医療費控除	639	
40 基礎控除	640	
41 雑損控除	641	
42 医療費控除	642	
43 基礎控除	643	
44 雑損控除	644	
45 医療費控除	645	
46 基礎控除	646	
47 雑損控除	647	
48 医療費控除	648	
49 基礎控除	649	
50 雑損控除	650	
51 医療費控除	651	
52 基礎控除	652	
53 雑損控除	653	
54 医療費控除	654	
55 基礎控除	655	
56 雑損控除	656	
57 医療費控除	657	
58 基礎控除	658	
59 雑損控除	659	
60 医療費控除	660	
61 基礎控除	661	
62 雑損控除	662	
63 医療費控除	663	
64 基礎控除	664	
65 雑損控除	665	
66 医療費控除	666	
67 基礎控除	667	
68 雑損控除	668	
69 医療費控除	669	
70 基礎控除	670	
71 雑損控除	671	
72 医療費控除	672	
73 基礎控除	673	
74 雑損控除	674	
75 医療費控除	675	
76 基礎控除	676	
77 雑損控除	677	
78 医療費控除	678	
79 基礎控除	679	
80 雑損控除	680	
81 医療費控除	681	
82 基礎控除	682	
83 雑損控除	683	
84 医療費控除	684	
85 基礎控除	685	
86 雑損控除	686	
87 医療費控除	687	
88 基礎控除	688	
89 雑損控除	689	
90 医療費控除	690	
91 基礎控除	691	
92 雑損控除	692	
93 医療費控除	693	
94 基礎控除	694	
95 雑損控除	695	
96 医療費控除	696	
97 基礎控除	697	
98 雑損控除	698	
99 医療費控除	699	
100 基礎控除	700	

額 第	雑	業	務	ク	697	
		そ	の	他	ケ	606
	総	恒	間	コ	ー	

申告書の書き方

A 令和7年中に所得があった人の申告

申告書表面「1 収入金額等」及び「2 所得金額」の内容については、下記をご覧の上、記入してください。

1 収入金額等・2 所得金額

※税制改正により変更となる場合があります。

収入金額等 ……令和7年中の収入となることが確定した金額（売掛金、現物収入、自家消費商品などを含む。）を申告書表面の「1 収入金額等」欄に記入してください。ただし、給与、公的年金等、配当、原稿料などは手取額ではなく、所得税その他諸控除額を差し引く前の金額です。
必要経費 ……収入を得るために直接に要した費用などです。例えば、販売商品の売上原価、事業に係る租税公課、荷造運搬費などを指し、日常生活に要した生活費や所得税、市民税・府民税などは含まれません。
所得金額 ……収入金額から必要経費を差し引いた金額が原則です。所得の種類によって算出方法が異なりますので、次の表を参照して、申告書表面の「2 所得金額」欄に記入してください。

※次の表の①～⑪及びア～シは、申告書表面の「1 収入金額等」欄（ア～シ）及び「2 所得金額」欄（①～⑪）に対応しています。

所得の種類	所得の内容	所得金額の算出方法
事業	① 営業等 販売業、飲食店業などから生ずる所得又は自由職業（医師、弁護士、作家、外交員、大工など）などから生ずる所得（農業以外の事業から生ずる所得） ※申告書裏面の「8 事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。 【添付書類】収支内訳書	① 所得金額＝ 収入金額ア－必要経費
	② 農業 農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が兼営する家畜・家さんの飼育などから生ずる所得 ※申告書裏面の「8 事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。 【添付書類】収支内訳書	② 所得金額＝ 収入金額イ－必要経費
③ 不動産	地代、家賃、借地権設定などから生ずる所得 ※申告書裏面の「8 事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。 【添付書類】収支内訳書	③ 所得金額＝ 収入金額ウ－必要経費
④ 利子	預貯金・公社債の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得 【添付書類】収入の分かるもの	④ 所得金額＝収入金額エ
⑤ 配当 ※7ページ参照	法人から受ける利益配当、剰余金の分配、基金利息及び証券投資信託の収益の分配による所得 ※申告書裏面の「16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」も記入してください。 【添付書類】収入と経費の分かるもの	⑤ 所得金額＝ 収入金額オ－必要経費 (株式の元本所得に要した負債の利子)
⑥ 給与 ※4ページ参照	給料、賃金、賞与などの所得 ※源泉徴収票を添付しない場合は、申告書裏面の「6 給与所得・公的年金等所得に関する事項」欄を記入してください。	⑥ 所得金額＝ 収入金額カ －給与所得控除額
雑	⑦ 公的年金等 ※4ページ参照 国民年金、厚生年金、企業年金、公務員の共済年金、恩給などに係る所得（ただし、遺族年金・障害年金などは非課税年金となります。） ※源泉徴収票を添付しない場合は、申告書裏面の「6 給与所得・公的年金等所得に関する事項」欄を記入してください。	⑦ 収入金額キ －公的年金等控除額
	⑧ 業務 原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入に係る所得 ※申告書裏面の「10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」も記入してください。 【添付書類】収入と経費の分かるもの	⑧ 収入金額ク －必要経費
	⑨ その他 個人年金など他の所得にあてはまらない所得 ※申告書裏面の「10 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」も記入してください。 【添付書類】収入と経費の分かるもの	⑨ 収入金額ケ －必要経費
⑪ 総合譲渡 一時	船舶、自動車、機械器具、書画、骨とう、特許権、著作権などの譲渡による所得 ・短期譲渡所得…保有期間5年以内で譲渡した場合 ・長期譲渡所得…5年を超える期間に渡って保有して譲渡した場合 【添付書類】収入と経費の分かるもの 生命保険契約などに基づく一時金、損害保険契約などに基づく満期返戻金、賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪等の払戻金などのような一時的な所得 【添付書類】収入と経費の分かるもの ※申告書裏面の「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に明細を記入してください。	⑪ 所得金額＝ コ＋{(サ＋シ)×1/2} 総合譲渡短期コ ＝収入金額－必要経費 －特別控除額 総合譲渡長期サ ＝収入金額－必要経費 －特別控除額 一時シ ＝収入金額－必要経費 －特別控除額

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

※税制改正により変更となる場合があります。

⑬社会保険料 控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料（健康保険料、国民健康保険税（料）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など）で、あなたが令和7年中に支払ったものがある場合 配偶者やその他の扶養親族の給与・公的年金等から直接差し引かれた社会保険料は除きます。 ◎控除額は支払った全額	【申告書の書き方（例）】 <table><tr><th colspan="2">社会保険等の種類</th><th>支払った金額</th></tr><tr><td rowspan="5">⑬～⑭ 社会保険料、 小規模企業 共済等掛金 控除</td><td>国民健康保険税</td><td>117,100</td></tr><tr><td>介護保険料</td><td></td></tr><tr><td>後期高齢者医療保険料</td><td></td></tr><tr><td>国民年金保険料</td><td>103,800</td></tr><tr><td>源泉徴収票のとおり</td><td>82,900</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>303,800</td></tr></table> 【添付書類】 支払額の証明書	社会保険等の種類		支払った金額	⑬～⑭ 社会保険料、 小規模企業 共済等掛金 控除	国民健康保険税	117,100	介護保険料		後期高齢者医療保険料		国民年金保険料	103,800	源泉徴収票のとおり	82,900	合 計		303,800			
社会保険等の種類		支払った金額																				
⑬～⑭ 社会保険料、 小規模企業 共済等掛金 控除	国民健康保険税	117,100																				
	介護保険料																					
	後期高齢者医療保険料																					
	国民年金保険料	103,800																				
	源泉徴収票のとおり	82,900																				
合 計		303,800																				
⑭小規模企業共 済等掛金控除	あなたが令和7年中に支払った小規模企業共済制度に基づく第一種共済の掛金、確定拠出年金法の企業型及び個人型年金加入者掛金や、府・市が行う心身障害者扶養共済の掛金がある場合 ◎控除額は支払った全額	【申告書の書き方（例）】 <table><tr><th colspan="2">社会保険等の種類</th><th>支払った金額</th></tr><tr><td rowspan="5">⑬～⑭ 社会保険料、 小規模企業 共済等掛金 控除</td><td>国民健康保険税</td><td></td></tr><tr><td>介護保険料</td><td></td></tr><tr><td>後期高齢者医療保険料</td><td></td></tr><tr><td>国民年金保険料</td><td></td></tr><tr><td>源泉徴収票のとおり</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">小規模企業共済</td><td>180,000</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>180,000</td></tr></table> 【添付書類】 支払額の証明書	社会保険等の種類		支払った金額	⑬～⑭ 社会保険料、 小規模企業 共済等掛金 控除	国民健康保険税		介護保険料		後期高齢者医療保険料		国民年金保険料		源泉徴収票のとおり		小規模企業共済		180,000	合 計		180,000
社会保険等の種類		支払った金額																				
⑬～⑭ 社会保険料、 小規模企業 共済等掛金 控除	国民健康保険税																					
	介護保険料																					
	後期高齢者医療保険料																					
	国民年金保険料																					
	源泉徴収票のとおり																					
小規模企業共済		180,000																				
合 計		180,000																				
⑮生命保険料 控除 ◎控除額は7ペー ジを参照	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約や個人年金保険契約などのために、あなたが令和7年中に支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合	【申告書の書き方（例）】 控除額ではなく支払額を記入してください。 <table><tr><td rowspan="4">⑮ 生命保険料 控除</td><td>新生命保険料の計（706）</td><td>旧生命保険料の計（702）</td></tr><tr><td>80,000</td><td></td></tr><tr><td>新個人年金保険料の計（705）</td><td>旧個人年金保険料の計（037）</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">介護医療保険料の計（703）</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">12,200</td><td></td></tr></table> ※保険契約の区分は生命保険会社などが発行する控除証明書に表示されています。 【添付書類】 控除証明書	⑮ 生命保険料 控除	新生命保険料の計（706）	旧生命保険料の計（702）	80,000		新個人年金保険料の計（705）	旧個人年金保険料の計（037）			介護医療保険料の計（703）			12,200							
⑮ 生命保険料 控除	新生命保険料の計（706）	旧生命保険料の計（702）																				
	80,000																					
	新個人年金保険料の計（705）	旧個人年金保険料の計（037）																				
介護医療保険料の計（703）																						
12,200																						
⑯地震保険料 控除 ◎控除額は7ペー ジを参照	あなたが損害保険契約などについて、令和7年中に支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合。平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約など（保険期間や共済期間が10年以上の契約で、満期返戻金などを支払う旨の特約があるものなど）で平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものを含みます。	【申告書の書き方（例）】 控除額ではなく支払額を記入してください。 <table><tr><td rowspan="2">⑯ 地震保険料控除</td><td>地震保険料の計（041）</td><td>旧長期損害保険料の計（079）</td></tr><tr><td>15,400</td><td></td></tr></table> ※保険契約の区分は損害保険会社などが発行する控除証明書に表示されています。 【添付書類】 控除証明書	⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計（041）	旧長期損害保険料の計（079）	15,400																
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計（041）	旧長期損害保険料の計（079）																				
	15,400																					
⑰寡婦控除	令和7年12月31日現在、次の(1)～(3)の全てに該当する人 ◎控除額26万円 (1)令和7年中の合計所得金額が500万円以下の女性 (2)次の①～②のいずれかに該当する人 ①夫と離別後婚姻していない人であり、令和7年中の合計所得金額が58万円以下で子以外の扶養親族（他の人の同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者とされる人は除く。）のある人 ②夫と死別してから婚姻していない人や夫が生死不明などの人 (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人	【申告書の書き方（例）】 <table><tr><td>⑰～⑲ 寡婦控除、 ひとり親控除、 勤労学生控除</td><td>⑰ ☒ 寡婦控除 ☒ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還</td><td>⑱ ☐ ひとり親控除</td><td>⑲ ☐ 勤労学生控除 (学校名)</td></tr></table> 該当する箇所をチェックしてください。	⑰～⑲ 寡婦控除、 ひとり親控除、 勤労学生控除	⑰ ☒ 寡婦控除 ☒ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還	⑱ ☐ ひとり親控除	⑲ ☐ 勤労学生控除 (学校名)																
⑰～⑲ 寡婦控除、 ひとり親控除、 勤労学生控除	⑰ ☒ 寡婦控除 ☒ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還	⑱ ☐ ひとり親控除	⑲ ☐ 勤労学生控除 (学校名)																			
⑱ひとり親控除	令和7年12月31日現在、単身者であり、次の(1)～(3)の全てに該当する人 ◎控除額30万円 (1)令和7年中の合計所得金額が500万円以下の人 (2)令和7年中の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者とされる人は除く。）のある人 (3)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない人	【申告書の書き方（例）】 <table><tr><td>⑰～⑲ 寡婦控除、 ひとり親控除、 勤労学生控除</td><td>⑰ ☐ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還</td><td>⑱ ☒ ひとり親控除</td><td>⑲ ☐ 勤労学生控除 (学校名)</td></tr></table> 該当する箇所をチェックしてください。	⑰～⑲ 寡婦控除、 ひとり親控除、 勤労学生控除	⑰ ☐ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還	⑱ ☒ ひとり親控除	⑲ ☐ 勤労学生控除 (学校名)																
⑰～⑲ 寡婦控除、 ひとり親控除、 勤労学生控除	⑰ ☐ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還	⑱ ☒ ひとり親控除	⑲ ☐ 勤労学生控除 (学校名)																			
⑲勤労学生控除	令和7年12月31日現在、学校教育法などに規定する学校の学生・生徒などであり、令和7年中の合計所得金額が85万円以下で、かつ、自己の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下の場合 ◎控除額26万円	【申告書の書き方（例）】 <table><tr><td>⑰～⑲ 寡婦控除、 ひとり親控除、 勤労学生控除</td><td>⑰ ☐ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還</td><td>⑱ ☐ ひとり親控除</td><td>⑲ ☒ 勤労学生控除 (学校名) △×大学</td></tr></table> 【添付又は提示書類】 在学証明書・学生証	⑰～⑲ 寡婦控除、 ひとり親控除、 勤労学生控除	⑰ ☐ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還	⑱ ☐ ひとり親控除	⑲ ☒ 勤労学生控除 (学校名) △×大学																
⑰～⑲ 寡婦控除、 ひとり親控除、 勤労学生控除	⑰ ☐ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還	⑱ ☐ ひとり親控除	⑲ ☒ 勤労学生控除 (学校名) △×大学																			

②⑩障害者控除	令和7年12月31日現在、あなたやあなたの同一生計配偶者その他の扶養親族が、次のいずれかに該当する場合など (1)特別障害者…身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aなどをお持ちの、身体又は精神に重い障害のある人 ◎控除額30万円 (2)同居特別障害者…同一生計配偶者、扶養親族が(1)に該当し、かつ、あなたやあなたの配偶者、生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている人 ◎控除額53万円 (3)その他の障害者…(1)(2)以外の障害者 ◎控除額26万円 ※身体障害者手帳などの交付を受けていない人でも、65歳以上で介護保険の要介護認定などを受けていて、身体の状態が障害者に準ずるものとして「障害者控除対象者認定書」が発行される場合には控除を受けることができます。	【申告書の書き方（例）】 <table><tr><td rowspan="2">②⑩ 障害者控除</td><td>1</td><td>フリガナ 氏名</td><td>タナベ マツコ 田辺 松子</td><td>障害の 程 度</td><td>身体 1</td><td>級 度</td></tr><tr><td>2</td><td>フリガナ 氏名</td><td></td><td>障害の 程 度</td><td></td><td>級 度</td></tr></table> 【添付又は提示書類】 障害者手帳など	②⑩ 障害者控除	1	フリガナ 氏名	タナベ マツコ 田辺 松子	障害の 程 度	身体 1	級 度	2	フリガナ 氏名		障害の 程 度		級 度																																																
②⑩ 障害者控除	1	フリガナ 氏名		タナベ マツコ 田辺 松子	障害の 程 度	身体 1	級 度																																																								
	2	フリガナ 氏名		障害の 程 度		級 度																																																									
②⑪配偶者控除 ※②⑪配偶者控除と②⑫配偶者特別控除の両方を受けることはできません。 ◎控除額は8ページを参照	あなたに同一生計配偶者がいる場合。同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者（内縁関係は除く。）で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の人をいいます。年の途中で亡くなった人を含み、他の人の扶養親族、事業専従者となっている人を除きます。あなたの令和7年中の合計所得金額が900万円超の場合、その所得額に応じて配偶者控除額が減少・消失します。	【申告書の書き方（例）】 <table><tr><td rowspan="2">②⑪～②⑫ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者</td><td>フリガナ 氏名</td><td>タナベ ハナコ 田辺 花子</td><td>生 年 月 日</td><td>西暦 大・中・小 年・月・日</td><td>24・2・2</td></tr><tr><td>配偶者の 合計所得金額</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>個人番号</td><td>1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※個人番号の記入が必要です。 ※同一生計配偶者が別居している場合は、申告書裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」もあわせて記入してください。 ※同一生計配偶者がいる場合で、あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」の□にチェックしてください。	②⑪～②⑫ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	フリガナ 氏名	タナベ ハナコ 田辺 花子	生 年 月 日	西暦 大・中・小 年・月・日	24・2・2	配偶者の 合計所得金額		円				個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3																																															
②⑪～②⑫ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	フリガナ 氏名	タナベ ハナコ 田辺 花子		生 年 月 日	西暦 大・中・小 年・月・日	24・2・2																																																									
	配偶者の 合計所得金額		円																																																												
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3																																																													
②⑫配偶者特別控除 ◎控除額は8ページを参照	あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円超、133万円以下の場合、所得金額に応じて配偶者特別控除が受けられます。年の途中で亡くなった人を含み、同一生計配偶者や他の人の扶養親族、事業専従者となっている人を除きます。配偶者があなたを対象として配偶者特別控除を受けている場合は控除を受けることはできません。	【申告書の書き方（例）】 <table><tr><td rowspan="2">②⑪～②⑫ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者</td><td>フリガナ 氏名</td><td>タナベ ハナコ 田辺 花子</td><td>生 年 月 日</td><td>西暦 大・中・小 年・月・日</td><td>24・2・2</td></tr><tr><td>配偶者の 合計所得金額</td><td>1,100,000</td><td>円</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>個人番号</td><td>1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※個人番号の記入が必要です。 ※配偶者の合計所得金額を記入してください。 ※配偶者が別居している場合は、申告書裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」もあわせて記入してください。	②⑪～②⑫ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	フリガナ 氏名	タナベ ハナコ 田辺 花子	生 年 月 日	西暦 大・中・小 年・月・日	24・2・2	配偶者の 合計所得金額	1,100,000	円				個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3																																															
②⑪～②⑫ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	フリガナ 氏名	タナベ ハナコ 田辺 花子		生 年 月 日	西暦 大・中・小 年・月・日	24・2・2																																																									
	配偶者の 合計所得金額	1,100,000	円																																																												
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 3																																																													
②⑬扶養控除 ◎控除額は8ページを参照	あなたに扶養親族がいる場合。扶養親族とは、あなたと生計を一にする扶養親族で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の人をいいます。年の途中で亡くなった人を含み、他の人の同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者となっている人を除きます。 ※16歳未満（平成22年1月2日以降に生まれた人）の扶養親族についても忘れずに記入してください。	【申告書の書き方（例）】 <table><tr><td rowspan="8">②⑬ 扶養親族等に関する事項</td><td rowspan="2">1</td><td>フリガナ 氏名</td><td>タナベ マツコ 田辺 松子</td><td>生 年 月 日</td><td>西暦 大・中・小 年・月・日</td><td>3・1・5</td><td>☒同居 ☐別居</td><td>続 柄</td><td>母</td></tr><tr><td>特定親族の合計所得金額</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">2</td><td>フリガナ 氏名</td><td>タナベ ハルカ 田辺 春香</td><td>生 年 月 日</td><td>西暦 大・中・小 年・月・日</td><td>16・5・13</td><td>☒同居 ☐別居</td><td>続 柄</td><td>子</td></tr><tr><td>特定親族の合計所得金額</td><td>600,000</td><td>円</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">3</td><td>フリガナ 氏名</td><td></td><td>生 年 月 日</td><td>西暦 大・中・小 年・月・日</td><td></td><td>☐同居 ☐別居</td><td>続 柄</td><td></td></tr><tr><td>特定親族の合計所得金額</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">4</td><td>フリガナ 氏名</td><td></td><td>生 年 月 日</td><td>西暦 大・中・小 年・月・日</td><td></td><td>☐同居 ☐別居</td><td>続 柄</td><td></td></tr><tr><td>特定親族の合計所得金額</td><td></td><td>円</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※個人番号の記入が必要です。 ※扶養親族等が別居している場合は、申告書裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」もあわせて記入してください。 ※特定親族特別控除を受ける場合は、特定親族の合計所得金額を記入してください。 【添付又は提示書類】 国外に居住する親族を扶養する場合、親族関係書類及び送金関係書類 ※38万円送金書類や留学ビザ等書類が必要な場合があります。	②⑬ 扶養親族等に関する事項	1	フリガナ 氏名	タナベ マツコ 田辺 松子	生 年 月 日	西暦 大・中・小 年・月・日	3・1・5	☒ 同居 ☐ 別居	続 柄	母	特定親族の合計所得金額		円				2	フリガナ 氏名	タナベ ハルカ 田辺 春香	生 年 月 日	西暦 大・中・小 年・月・日	16・5・13	☒ 同居 ☐ 別居	続 柄	子	特定親族の合計所得金額	600,000	円				3	フリガナ 氏名		生 年 月 日	西暦 大・中・小 年・月・日		☐ 同居 ☐ 別居	続 柄		特定親族の合計所得金額		円				4	フリガナ 氏名		生 年 月 日	西暦 大・中・小 年・月・日		☐ 同居 ☐ 別居	続 柄		特定親族の合計所得金額		円			
②⑬ 扶養親族等に関する事項	1	フリガナ 氏名			タナベ マツコ 田辺 松子	生 年 月 日	西暦 大・中・小 年・月・日	3・1・5	☒ 同居 ☐ 別居	続 柄	母																																																				
		特定親族の合計所得金額			円																																																										
	2	フリガナ 氏名		タナベ ハルカ 田辺 春香	生 年 月 日	西暦 大・中・小 年・月・日	16・5・13	☒ 同居 ☐ 別居	続 柄	子																																																					
		特定親族の合計所得金額		600,000	円																																																										
	3	フリガナ 氏名			生 年 月 日	西暦 大・中・小 年・月・日		☐ 同居 ☐ 別居	続 柄																																																						
		特定親族の合計所得金額			円																																																										
	4	フリガナ 氏名			生 年 月 日	西暦 大・中・小 年・月・日		☐ 同居 ☐ 別居	続 柄																																																						
		特定親族の合計所得金額		円																																																											
②⑭特定親族特別控除 ◎控除額は8ページを参照	19歳以上23歳未満の特定親族の令和7年中の合計所得が58万円超、123万円以下の場合、所得金額に応じて特定親族特別控除が受けられます。年の途中で亡くなった人を含み、他の人の扶養親族、事業専従者となっている人を除きます。特定親族があなたを対象として特定親族特別控除を受けている場合は控除を受けることはできません。	【申告書の書き方（例）】 ※個人番号の記入が必要です。 ※扶養親族等が別居している場合は、申告書裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」もあわせて記入してください。 ※特定親族特別控除を受ける場合は、特定親族の合計所得金額を記入してください。 【添付又は提示書類】 国外に居住する親族を扶養する場合、親族関係書類及び送金関係書類 ※38万円送金書類や留学ビザ等書類が必要な場合があります。																																																													
②⑰雑損控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（令和7年中の総所得金額等が58万円以下の人）が、令和7年中に災害や盗難などにより住宅や家財などに損害を受けた場合や、その損害に関連してやむを得ない支出をした場合 ◎控除額は次のA・Bいずれか多い方の額 A：（損害金額－補てん金額）－総所得金額等×10％ B：災害関連支出金額－5万円	【申告書の書き方（例）】 <table><tr><td rowspan="2">②⑰ 雑 損 控 除</td><td>損害の原因</td><td>台風</td><td>損害年月日</td><td>R7・9・4</td><td>損害を受けた資産の種類</td><td>家屋</td></tr><tr><td>損害金額</td><td>1,000,000 円</td><td>保険金などで補填される金額</td><td>600,000 円</td><td>差引損失額のうち災害関連支出の金額</td><td>400,000 円</td></tr></table> 【添付書類】 損失額の明細・領収書・り災証明など	②⑰ 雑 損 控 除	損害の原因	台風	損害年月日	R7・9・4	損害を受けた資産の種類	家屋	損害金額	1,000,000 円	保険金などで補填される金額	600,000 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額	400,000 円																																																
②⑰ 雑 損 控 除	損害の原因	台風		損害年月日	R7・9・4	損害を受けた資産の種類	家屋																																																								
	損害金額	1,000,000 円	保険金などで補填される金額	600,000 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額	400,000 円																																																									

⑳医療費控除

◎医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の作成・提出が必要です。別添の「医療費控除の明細書の記載要領」も参照してください。

◎医療費控除とセルフメディケーション税制の両方を受けることはできません。どちらかを選択した場合、その年は控除の選択を変更することはできません。

《医療費控除》あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和7年中に支払った医療費が一定金額以上ある場合

◎控除額（限度額200万円）
（支払った医療費－保険金等による補てん額）
－（総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない方の金額）

【添付書類】医療費控除の明細書

《セルフメディケーション税制》あなたが令和7年中に健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い（人間ドックや予防接種など）、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和7年中に支払ったこの税制の対象となる医薬品の購入費が1万2千円を超える場合

◎控除額（限度額8万8千円）
（支払った医薬品の購入金額－保険金等による補てん額）－1万2千円

【添付書類】セルフメディケーション税制の明細書

【申告書の書き方（例）】

㊼	医療費控除	支払った医療費等 円	保険金などで補填される金額 円	セルフメディケーション税制を選択 ☐
		485,200	50,000	

※セルフメディケーション税制による医療費控除を選択する場合は、「セルフメディケーション税制を選択」の□にチェックしてください。

15 寄附金に関する事項

令和7年中に次の①～③に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合、申告書裏面「15 寄附金に関する事項」に金額を記入してください。

- ①都道府県・市町村・特別区（ふるさと納税）
- ②京都府共同募金会・日本赤十字社京都府支部・ふるさと納税に係る総務大臣による指定を受けていない自治体
- ③京都府が条例により指定した団体

【添付書類】寄附した団体などから交付された寄附金の受領証など

※ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請していても、申告書に記載がない場合は、寄附金税額控除が適用されませんので、ご注意ください。

【申告書の書き方（例）】

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	086	100,000	円
京都府共同募金会、 日赤支部分・都道府県、 市区町村分(特例控除対象以外)	087		
京都府条例指定分	089		

支出した金額に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額の合計を記入してください。

16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、申告書裏面の「16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に控除額を記入してください。

※上場株式等の配当所得や譲渡所得等については、これまで所得税と市民税・府民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度からは異なる課税方式を選択することができなくなりました。

【添付書類】市民税・府民税が源泉徴収されていることが確認できる書類（特定口座年間取引報告書の写しなど）

【申告書の書き方（例）】

16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	046	1,500	円
株式等譲渡所得割額控除額	047		

●生命保険料控除額⑮

(1)新契約（平成24年1月1日以後に締結した契約）による保険料を支払った場合

支払金額	控除額
12,000円以下	全額
12,001円～32,000円	支払金額×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払金額×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円（限度額）

※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

※一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（全体の限度額70,000円）

(2)旧契約（平成23年12月31日以前に締結した契約）による保険料を支払った場合

支払金額	控除額
15,000円以下	全額
15,001円～40,000円	支払金額×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払金額×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円（限度額）

●地震保険料控除額⑯

(1)地震保険料のみを支払った場合

支払金額	控除額
50,000円以下	支払金額×1/2
50,001円以上	25,000円（限度額）

(2)旧長期損害保険料のみを支払った場合

支払金額	控除額
5,000円以下	全額
5,001円～15,000円	支払金額×1/2+2,500円
15,001円以上	10,000円（限度額）

※地震保険料、旧長期損害保険料ともに支払った場合は、両方の控除額の合計額（限度額25,000円）。

ただし、一つの損害保険契約に基づき地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、いずれか一方の控除となります。

●配偶者（特別）控除額⑳・㉔

	配偶者の 合計所得金額	納税義務者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 控除	58万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人配偶者 控除（※）	38万円	26万円	13万円
配偶者 特別 控除	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	0円	0円	0円

※老人配偶者控除：同一生計配偶者のうち、昭和31年1月1日以前に生まれた人（年齢が70歳以上）

●扶養控除額㉓

区 分		控除額
一 般	昭和31年1月2日～平成15年1月1日生 平成19年1月2日～平成22年1月1日生	33万円
特 定	平成15年1月2日～平成19年1月1日生 （年齢19歳以上23歳未満）	45万円
老 人	昭和31年1月1日以前生 （年齢70歳以上）	38万円
同居老 親 等	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの 配偶者の直系尊属であなたやあなたの 配偶者と同居を常況としている人	45万円

●特定親族特別控除額㉔

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

●基礎控除額㉕

合計所得 金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし

B 前年中に所得がなかった人の申告（遺族年金・障害年金のみの人を含む。）

令和7年中に収入がなかった場合又は非課税所得（遺族年金、障害年金など）のみであった場合、申告書裏面「○前年中に所得のなかった人」欄の当てはまる項目の番号を○で囲み、必要事項を記入してください。

【申告書の書き方（例）】

○前年中に所得のなかった人（該当する数字を○で囲み、必要事項を記入してください。）

① 次の人に扶養されていた。	
☒ 世帯主と同じ 住所	氏名 続柄
2 非課税年金を受給していた。 イ 遺族年金 ロ 障害年金 ハ その他（ ）	5 無職であった。
3 生活保護を受けていた。	6 その他 昨年中の生活状況を記入してください。
4 学生であった。 学校名 学年	

◎市民税・府民税の計算方法

所得割

課税総所得金額
(所得金額－所得控除額)

×

税率10%※
(市民税6%)
(府民税4%)

－

税額控除額
(配当控除など)

+

均等割

4,600円
(市民税3,000円)
(府民税1,600円)

+

森林環境税

1,000円
(国税)

=

年 税 額

5,600円（令和5年度までの均等割と同額）

※退職所得、山林所得、土地建物・株などの譲渡所得、先物取引に係る所得などについては特別の税額計算を行います。
※令和6年度から新たに森林環境税（国税）が導入されました。市民税・府民税の均等割の枠組みを用いて、1人年額1,000円を市が賦課徴収します。
なお、均等割の枠組み内での年税額に変わりはありません。

◎非課税の範囲

- (1)均等割も所得割も非課税の人 ※森林環境税も非課税です。
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
 - 前年の合計所得金額が次の金額以下の人（均等割非課税限度）
扶養親族がない人…41万5千円
扶養親族がある人…31万5千円×（扶養親族数＋1）＋28万9千円
- (2)所得割が非課税の人
- 前年の総所得金額等が次の金額以下の人（所得割非課税限度）
扶養親族がない人…45万円
扶養親族がある人…35万円×（扶養親族数＋1）＋42万円
- ※非課税限度の算定は16歳未満の扶養親族の人数を含みます。

（問い合わせ先・申告書提出先）

京田辺市役所
市民部税務課

〒610-0393

京田辺市田辺80番地

TEL(0774) 64-1317（直通）